

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市新杉田地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

- 平成 29 年 3 月での杉田地域の人口は、24,009 人（平成 28 年 3 月時点 24,146 人）で高齢化率は 26.9%（昨年 26.3%）でした。杉田 7 丁目は 40.5%（昨年 39.6%）となり杉田地区初の 40% を超え、杉田 8 丁目で 33.5%（昨年 33.4%）と深刻化しています。人口、高齢化率は増加しており、在宅で安心して暮らし続けられる街づくりの推進をしていくことが急務です。
- 杉田地域は、磯子産業道路の東側は埋め立て地で住宅の少ない大きな工場地帯の海側と、16 号線を境に商店街、住宅が密集していて平坦な地域は少なく丘陵地や急傾斜地に住居が多い地域です。この地形が高齢者にとって住み慣れた地域で安心した生活を継続させることを困難にしています。
- 大規模開発や大型マンションの建築などにより、子育て世代の新規流入もあり、高齢者と子育てに関する支援を求める世代の混在が進んでいますが、これらの世代間の交流などには、まだ大きな課題があると考えられます。
- 地域福祉保健計画の推進力となる自治会町内会も、核となる役員の交代などにより、新旧役員の共通認識が高まりにくい現状もあり、地域特性に合わせた支援をしていく必要があります。また、担い手の高齢化も進んでおり、担い手の発掘、育成は喫緊の課題です。

(1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

- 高齢者・障害者・子育て支援等の福祉全般の相談について、ご利用者が求めている情報を適切に提供し、また、福祉に関する政策制度や社会資源等の情報を常に把握し、適切な支援につなげます。
- 地域の相談機関（生活支援センター、地域活動ホーム、南部地域療育センター等）とも連携し、適切な相談事業を行います。
- 地域の自治会町内会の会議等に積極的に参加し、地域福祉のネットワークを構築しつつ、地域社会に埋もれているニーズや課題を見つけ出し、地域のインフォーマルサービスの掘り起こしも行います。
- 地域ケアプラザの自主企画事業だけでなく地域の行事などにも積極的に参加し、気軽に相談できる関係づくりや情報提供なども行います。
- 地域包括支援センター職員が訪問等の外出等の理由で不在の場合でも、ケアプラザ他職員による相談対応ができる体制の強化を図っていきます。

(2) 各事業の連携

- 地域包括支援センター 3 職種及び地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの専門性を活かし、個別支援・地域支援を統合し、総合的な連携を図りながら支援を進めます。
- 地域包括支援センターが把握した課題を両コーディネーターも含めて地域に伝え、地域でできる支援体制や啓発事業、社会資源開発等へつなげていきます。

- 両コーディネーターが把握している地域ニーズから、地域包括支援センターでの個別支援や地域出張講座による普及啓発等の取組につなげていきます。
- 毎月1回、所長以下、地域包括支援センター3職種及び地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターによる会議を開催し、地域の課題やニーズに関する検討や情報共有を実施していきます。

(3) 職員体制・育成・公正・中立性の確保

- 常勤・非常勤の職員を、欠員なく適切に配置し、欠員が生じた際には、随時職員を採用し、適切に業務が遂行できるよう努めます。
- 半年ごとの人事考課にて、業務能力、自己研鑽や事業目標に対する取組や個人目標を設定、業務に対する姿勢等を評価し、職員一人一人の成長と、組織の改善・向上に努めています。
- 職員の資質向上を図るため、法人内の研修だけでなく子どもに関する外部研修会等へも参加していきます。また、研修会へ参加するだけでなく、研修会への講師派遣なども積極的に行うことで、より高い職員資質の向上を目指します。
- 法人内のイントラネットを活用し、職員間の情報共有のツールとして活用するだけでなく、研修報告や業務改善の情報交換を行い、業務の効率化やモチベーションアップにつなげます。
- 研修やミーティングを通して利用者への適正な事業者情報の提供等の確認を行っていきます。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- 磯子区役所、社会福祉協議会と連携し、月1回エリア会議を開き、地域アセスメントシートの作成や地域の情報、課題を把握し、個別支援・地域支援につなげていきます。
- 地域包括ケア会議の開催に向け、地域や関係専門職を巻き込んだ体制を作っています。
- 連合町内会や民生委員等の地域福祉の核となる会合に積極的に参加し、それぞれの団体と連携関係を構築し、地域の中の見守りの必要な要援護者に対する見守りの協力体制を作り上げます。
- 単位自治会町内会等と連携を図り各種の福祉講座等を開催し、各団体の開催する講座などにアドバイザーや講師として参加することで、地域住民との地域ケアプラザの信頼関係構築、福祉保健に関する興味・関心を高め、適切な情報提供を行います。
- 地域福祉団体以外の地元商店街や企業、学校などと連携し、福祉の理解を高めるような講座の開催を検討し、福祉力の高い地域づくりを目指します。
- 地域全体で子育て支援ができるよう、区や関係機関と連携しながら、相談や交流事業、情報提供を行っていきます。
- 地域防災拠点会議、障害児者杉田エリア防災会議、障害児余暇支援連絡会、子育て支援連絡会などに出席、交流・情報共有を図りネットワーク構築を強化します。

(5) 区行政との協働

- 誰もが幸せに暮らせるまちを目指して区行政と協働し、磯子区地域福祉保健計画の推進に取り組んでいきます。
- 磯子区運営方針の目標達成に向けた取組を区行政と協働で行っていきます。
- 生活困窮者自立支援事業及び寄り添い型学習支援事業推進に向けた協力体制の整備を図ります。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- 貸会場の稼働率の向上を目指し、新たな貸会場に結びつくような自主企画事業の開催を目指します。
- 多世代交流をテーマとした居場所づくりに向けた事業を展開していきます。
- 育メン講座等の地域の男性対象の事業を展開し、地域力の向上に繋げていきます。
- 事業終了時にはアンケートを取り、地域の課題・ニーズ等の把握・分析を行い、新たな事業に繋げるようになります。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- 福祉保健活動に参加する市民の裾野を積極的に広げていくための支援を行っていきます。
- 発表会・講演会など、日頃の団体の活動の成果を披露する場を設けます。
- 育児サークルなどの親子の自主活動への場所の提供を行っていきます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- 法人とタイアップで開催する「ボランティア体験講座」で、市職新任研修、消防職福祉体験や地域住民等の受入を行い、気軽にボランティアを体験できる環境を提供し、ボランティアの育成を目指します。
- 高齢や認知症になっても地域で安心して暮らすことができる支援体制づくりとして、いそごオレンジボランティアの育成を目指します。
- 「ヨコハマいきいきポイント」の啓発を行い、高齢者層のボランティア活動を推進します。
- ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士の意見交換、スキルアップなどを行います。
- 区社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携を取り、必要に応じて相談者にボランティアに関する情報提供などを行います。
- 自治会町内会、他施設等にもボランティアを選別して派遣し、より良い関係を作っています。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- 法人のホームページを積極的に活用し、地域活動交流部門の情報提供や貸会場案内を掲載します。
- 広報誌「まどか新聞」を年4回発行し、自主企画事業の紹介や様々な情報提供（健康情報や介護保険など）を行っていきます。
- 地域福祉の拠点としての地域ケアプラザを、より一層身近に感じていただけるように地域の商店街、病院、薬局、銀行、企業などの地域の施設にご協力いただき、広報誌の配架を進めます。
- 共通通路壁面に設置した大型掲示板に、自主企画事業のチラシや広報誌を掲示し、通行する地域住民に情報発信していきます。
- 杉田地区連長会、民生委員等の地域福祉に関する団体の会合や行事、地区社会福祉協議会会議、防災拠点会議、障害児者防災会議、障害児余暇支援連絡会、子育て支援連絡会等の会議に積極的に参加し、地域課題やニーズについての情報収集や意見交換に努めます。
- 小中高等学校との福祉教育への協力や商店街関係との交流・推進を図り、地域の課題点やニーズについての情報収集や意見交換を積極的に行います。
- 地域住民が身近な地域で参加でき交流が楽しめる事業を紹介できるような環境を整えます。

- 地域ケアプラザ利用者のニーズや傾向をアンケート等から分析し、独自に事業報告書を年1回作成します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- 生活支援体制整備事業の理解に向けて、地域への普及・啓発活動の取組を行います。
- 自治会町内会等で開催される行事等へ参加し、地域住民等と生活支援コーディネーターとの信頼関係構築に取り組んでいきます。
- アンケート調査に基づいた生活支援・介護予防等について、生活支援体制整備自主企画事業及び地域ケアプラザ他職種が開催する事業等で5職種連携を図り、担い手の育成や新しい活動等に向けた取組をします。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- 地域ケアプラザ事業や地縁団体活動等で地域住民等へアンケート調査を行い、各地域が必要としている社会資源等の分析を行います。
- 生活支援体制整備事業に関連する地域の課題・ニーズ等を把握して、既存の社会資源支援及び社会資源開発に取り組んでいきます。
- 社会資源調査を行い自治会町内会活動等を把握し、担い手不足の問題や活動内容の見直し等について代表者等と共に考えていきます。
- 毎月の多職種・他機関とのエリア会議において、相互理解を促進し、職種間と連携して地域課題の明確化や共有化を行います。

(3) 連携・協議の場

- 包括レベル地域ケア会議、第3期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子杉田地区会議」等の場を活用し、必要な介護予防、社会参加等にかかる活動推進に努めます。
- 包括レベル地域ケア会議等の場を活用し、地域住民活動の実情に合わせた生活支援体制整備の取組をします。
- 毎月の多職種・他機関とのエリア会議において、明確化した地域課題の解決に向けて連携を図ります。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- 定期的に隣接圏域、隣接区等の生活支援コーディネーター等と情報交換を行い、必要に応じて、共通の課題解決に向けた取組を行います。
- 生活支援体制整備事業にかかる地域ニーズの充足や課題解決に向けて圏域を超えた関係機関、企業、団体等とのネットワークの構築を図ります。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

- 相談内容に応じながら、地域の様々な課題や状況を把握し、対応していくために、医療機関や福祉・保健関係機関、地域団体とのネットワークの構築を図ります。
- 高齢者や障害がある人が、地域で自立した生活が継続できるように、その人の状況に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる体制づくりを行います。
- 地域のネットワークを構築する支援やネットワークとネットワークをつなぐコーディネートを行います。
- 地域住民が身近な地域で参加でき交流が楽しめる事業を紹介できるような環境を整えます。
- 地域包括支援センターへの理解が深まるよう、地域の会合等への出席や関係機関等への訪問等を通じて、周知を図っていきます。

②実態把握

- 地域の自治会町内会の役員や、民生委員・老人会などの福祉団体から、身近な福祉相談を持ちかけられる関係づくりを進め、地域のニーズ把握や、課題の分析を行います。
- 各種統計資料や、地域の情報などから担当圏域の情報を収集・分析し、地域の課題を検討します。
- 地域の中のインフォーマルサービスなどについてはコーディネーターと連携し、活動状況の把握や関係づくりを行っていきます。
- 地域づくりを推進していくために、区役所、区社会福祉協議会と協働で作成した自治会町内会単位の地域アセスメントシートの更新、新たに「情報マップ」の作成を進めています。

③総合相談支援

- 専門職として、より高度な知識や情報の取得のために、外部会議や研修に積極的に参加し、ご利用者からの相談に対して、最新の知識や情報が提供できるように努めます。
- 相談内容に応じて、行政機関や地域の福祉保健活動団体と連携を取り、情報の提供、制度や事業へ結び付け、利用者に対する新たなネットワークの構築につなげます。相談後のフォローアップの必要なケースに関しては、継続的にフォローの訪問等を行います。
- 窓口対応だけでなく、自主企画事業や地域の自治会町内会や民生委員などの福祉団体が主催する講座などに参加し、情報提供や個別の相談対応等も積極的に行います。
- 地域支援・個別支援のそれぞれの課題や情報を隨時及び定期的な会議にて共有化を図ります。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- 地域の自治会町内会等の講座・講習で成年後見制度に関する普及啓発活動を行い、民生委員や自治会町内会の役員等と連携を取りながら、成年後見制度の必要なケースについての掘り起こしを目指します。

- 権利侵害や虐待ケースを早期に発見し、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業や消費者保護に関する関連法制度を理解の上、迅速で適切な対応をします。また、近隣の機関と連携し、振り込め詐欺等を防止する取組を行っていきます。
- 区役所・区社会福祉協議会(あんしんセンター)、医療機関、行政書士・司法書士等と連携をとり、必要に応じてカンファレンスを開催し、適切な対応を目指します。
- 区長申立てが必要なケースについて、アセスメントに基づき区役所等につなげます。
- 老い支度の普及・啓発のための講座を開催します。また、地域に出向き様々な機会で、磯子区版エンディングノートの効果的な活用についての普及・啓発活動を積極的に行います。
- 民生委員やケアマネジャーの交流会で、成年後見制度の利用について理解を深めてもらい、地域の見守り体制を整えていきます。
- 区役所や社会福祉協議会と連携し、区民向けの「成年後見制度」の普及啓発事業の開催を行います。

②高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待の早期発見と予防を目指し、民生委員やケアマネジャーに対して勉強会などを開催することで、虐待が疑わしいケースについて早期に相談があがってきやすい仕組みを作っています。
- 区役所と地域包括支援センター共催で、介護サービス事業所を対象にエリアのネットワークを意識した高齢者虐待防止の研修を行っていきます。
- 区役所のケースワーカーと定期的にカンファレンスを開き、成年後見制度の活用が必要なケースや、虐待に関するケースの情報交換を継続的に行い、ケースに変化があったときには、即時対応できるように継続的なフォローを行います。
- 介護疲れのある介護者には、積極的に介護者の集い「ホッとティータイム」への参加について地域へのチラシ配布や声掛け等を実施し周知することで、虐待にエスカレートしないよう支援を進めます。
- 高齢者虐待防止のエッセンスを取り入れた「認知症サポーター養成講座」を実施します。

③認知症

- 認知症に関する正しい理解、認知症初期における相談の勧奨を図るための普及啓発を行っていきます。
- 認知症普及啓発のために地域の中で「認知症サポーター養成講座」の開催を積極的に取り組みます。
- 認知症サポーターを認知症支援活動につなげていけるよう、フォローアップ講座を展開し、「いそごオレンジボランティア」登録を推進していきます。
- 認知症の方やその家族が住みやすいような地域づくりを目指し、磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク等の地域で認知症高齢者を支える仕組みづくりを目指します。
- 認知症の理解と地域で認知症の人を支えていく仕組みを作るため、地域に出向き様々な会議や事業等で普及啓発を行っていきます。
- 医療機関等の関係機関と連携を図り、地域における若年性認知症の把握に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ケアマネジャーと地域の民生委員の交流会等を実施し、相互に顔の見える関係づくりを進め、要援護者への見守りの体制の充実を目指します。
- 民生委員との連携を深めるため、研修を行っていきます。
- 民生委員や地域の福祉団体関係者の「要援護者の見守り」に対する興味・関心が高まるような啓発活動を進めていきます。
- ケアマネジャーと地域の民生委員の情報交換をよりスムーズにするための「民生委員・ケアマネジャー連絡票」を活用し、互いの情報共有のために役立て、また、地域包括支援センターとして、情報の中継役の役割を担っていきます。
- 個別の対応については、民生委員や地域の役員だけでなく、さまざまな機関と連携しながら地域の福祉力の向上を目指します。
- 地域の支えあい会議に参加し、地域の課題共有を図っていきます。
- 個別ケース地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議等の開催で、地域住民や関係機関との連携を図り、推進していきます。

②医療・介護の連携推進支援

- ケアマネジャーと医療機関とのネットワーク構築のために、情報交換会等の機会を設けることを検討します。
- 地域ケアプラザの協力医と連携し、ケアマネジャーに対する医療相談や研修会の開催、また、地域ケア会議への出席等で医療・介護の連携推進を目指します。
- 退院調整の際には積極的にケアマネジャーが病院に同行し、医療と介護の双方に対して情報の仲立ちを行います。
- 地域や関係機関と連携しながら、個別ケース会議の実施を進め、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 在宅医療連携拠点相談室「かけはし」との連携強化に努めていきます。
- エリア内の医療機関に包括の周知も兼ねて訪問し、認知症や困難ケースの情報などの共有をしていきます。

③ケアマネジャー支援

- 地域のケアマネジャーに対して、相談の支援や担当者会議・カンファレンスの支援やスーパーバイズ等を積極的に行います。
- 隔月でエリアケアマネ連絡会を開催し、担当エリアのケアマネジャーのスキルアップを目指します。
- 困難ケースや緊急な対応を必要とするケースについても、区役所や関係諸機関と連携しながら、適切なケアマネジャー支援を行います。
- ケアマネジャーからの医療相談対応や医療機関への受診時の同行も積極的に行っていきます。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- 地域包括ケアシステムの充実に向けて、介護と医療の連携に重点を置き、保健医療福祉関係者を交えた多職種での個別ケース地域ケア会議を開催します。また、個別ケースから把握した地域課題を分析し、包括レベル地域ケア会議も開催します。
- 毎月の多職種・他機関とのエリア会議開催で、相互理解の促進、職種間の連携における課題や地域課題の明確化や共有化を図り、課題解決に向けて協働した事業展開へつなげていきます。

- 各職種の業務や立場から地域の情報を日常的に共有していきます。
- 相談内容に応じながら、地域の様々な課題や状況を把握し、対応していくために医療機関や福祉・保健関係機関、地域団体とのネットワークの構築を図ります。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- 介護予防プランの作成にあたっては、利用者ご本人やご家族のニーズを把握し、本人の意欲を引き出せるような、自立支援型のプランを目指します。
- 外部の居宅介護支援事業所へ委託したプランについても、ケアマネジャーと連携し、社会資源の情報提供や、自立支援型のプランができるような支援を行います。
- 自らも外部研修会などに参加し、より良いプラン作成に努めます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- 各地域で介護予防活動が継続できる人材の発掘、育成のための講座を開催し、介護予防活動をリードしていくよう支援していきます。
- 地域の自治会町内会の食事会・体操教室・老人会などで健康講座等を実施し、介護予防に関する普及・啓発活動を行います。
- 新規の元気づくりステーション立ち上げ支援や既存の元気づくりステーション、地域サークル等の介護予防を重視した地域組織の育成支援に努めます。
- 地域リハビリテーション事業における専門的なサービスのみでなく、事業へのボランティア活動参加支援や育成等を行い、地域住民による支えあい活動も含めた支援体制ができるように努めます。

その他

- 福祉避難場所としての機能を果たすため、「福祉避難場所開設・運営マニュアル」に則した要援護者受け入れの検証や整備を区や他機関と連携し取り組みます。
- 児童虐待などの理解と協力を求め、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを支援していきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- 施設の建築物や設備について、関係業者に委託するだけでなく、法人の設備担当職員と連携しながら定期的に適切な保守点検及び管理を行います。
- 必要な備品等も増えてきたため、安全性や費用対効果などに着目し、その優先順位を区とも協議し、修繕や備品の更新を行います。

イ 効率的な運営への取組について

- 運営方針に則り、安心・安全でご利用者の立場に立ったサービスを提供するとと

もに、サービスの質の向上と効果的な運営を目指します。

- 小破修繕については、法人の設備管理担当職員が必要部品を購入した上で直接修繕を行い、担当職員の手に余る修繕に関してのみ、外部の業者に委託を行います。
- 大規模な設備更新や修繕の際には、導入のコストだけでなく、ランニングコストや環境への影響なども考え、区と協議の上で実施します。

ウ 苦情受付体制について

- ご利用者やその家族からの苦情の申し立てには、迅速かつ適切に対応する窓口として、苦情受付担当者や、苦情解決のための責任者を置いて対応します。
- 介護保険事業については、苦情受付窓口と苦情解決責任者、第三者委員、磯子区介護保険相談窓口、神奈川県国民健康保険団体連合会や横浜市福祉調整委員会、福祉サービス運営適正化委員会、よこはま市民利用施設ご意見ダイヤルの連絡電話番号を重要事項説明書に記載するとともに、契約時にご利用者やご家族にわかりやすく説明するように心がけます。
- 運営法人の定める苦情解決事業規程により、年1回苦情解決事業報告会を開催し、第三者委員を交えて、法人内の施設に寄せられた苦情内容やその対応方法などについて協議し、より適切な対応方法などについて検討します。
- 地域ケアプラザ各事業で、ご利用者アンケートの実施や、フロアに「ご意見箱」を設置することにより、苦情の申し立てしやすい環境づくりに取り組み、サービス向上につなげます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- 防犯対策については、特に人手が少なくなる夜間や休日の時間帯に2名以上の職員体制になるように勤務の調整を行います。
- 施設利用者に対する入館バッチの携行についてご協力いただき、不特定多数の駅利用者の流入や、不審者の侵入が無いように、受付近辺や送迎車駐車場の防犯カメラの設置で防犯に努め、より安全な運営に努めます。
- 津波緊急避難場所や特別緊急避難場所として、作成したマニュアルを基に市や区の協力要請に応じた体制を可能な限り構築し、市や区と連携しながら状況に応じた対応に努めます。
- 災害時の応急備蓄物資について、適切に更新し管理します。
- 火災等の発生時の体制整備は、JR・新杉田ショッピングセンター（ビーンズ新杉田）・横浜シーサイドラインと連携した4者合同防災訓練を年2回開催し、緊急時に備えます。

オ 事故防止への取組について

- 安全衛生委員会を中心に毎月重点目標を設定し、各職場で取り組みます。
- ヒヤリハット発生時には、朝礼や昼礼、終業時に日常的に報告しあい、情報共有を行うことで、事故ゼロを目指します。
- デイサービス送迎時の車両事故に関しても、年間の車両安全カレンダーを作成、職員控室に掲示し毎日チェックすることで、無事故継続への意識向上に努めます。
- ご利用者の体調急変に対応できるよう、磯子消防署のご協力をいただき、職員を対象とした、AED及び心肺蘇生法の研修会を開催します。また、事故防止やリスクマネジメントに関する外部研修への職員派遣を計画します。
- 法人内の業務の改善提案や、素晴らしい取組について職員が相互にたたえあうグッドジョブ制度を活用し、改善提案の情報共有等を行います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- 運営法人の定める「個人情報保護規程」に基づき、個人情報の保護管理にあたり、個人情報流出事故は〇件を目指します。
- 半期で契約を更新する非常勤職員に対して、雇用契約書の書面上に個人情報保護に関する誓約書を併記し、定期的な意識啓発を行います。また、職員を対象とした内部研修を行うほか、個人情報保護についての最近の傾向や事例を報告します。
- 個人情報の流出対策として、ダブルチェックの徹底やチェックシートの活用、紙の色を変え、名前をわかりやすい記入方法に変えることで複数の書類の混入防止策など、具体的な対策を検討し、個人情報の流出を未然に防ぐ工夫を行います。

キ 情報公開への取組について

- 法人ホームページを有効活用し、広報誌や新規自主企画事業などの募集などを掲載し、最新の情報提供に努めます。また、事業計画や事業報告、個人情報保護の取組や、苦情対応についても公開します。
- 施設見学については随時受け付け、施設利用者やそのご家族、担当ケアマネジャーの見学対応を行っていきます。このほかにも地域の方々や運営法人の関連団体による地域ケアプラザ見学のご希望にも積極的に応え、開かれた福祉施設を目指します。
- 地域ケアプラザの窓口相談で、デイサービス等の介護保険事業所のイメージがつかない方に対しては、積極的に施設の見学を促し、理解を深めていただくよう努めます。

ク 人権啓発への取組について

- 法人職員による新任職員研修において人権啓発（利用者、相談者等の権利擁護、虐待防止等）研修を実施します。
- 職員に対して人権啓発研修を計画的に実施し、職員の人権に関する理解と認識を深め、人権感覚の研鑽に努めます。
- 人権啓発関連の外部研修を受講した職員が法人内のインターネットを活用して報告、周知することにより、職員間での情報共有を図っていきます。
- 人権尊重の大切さを訴えるポスター等を地域ケアプラザ内と共に通路壁面にある掲示板に掲出します。
- 「認知症支援事業」及び「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク事業」を広く市民の皆様に理解していただけるよう、リーフレットの配布を進めます。
- 高齢者虐待が疑わしいケースについて区役所、介護保険サービス事業所等の関係機関と連携して早期に相談があがってきやすい仕組みの構築に努めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ゴミの分別を徹底したり、ミスコピーを減らし裏紙の再使用を促したりすることで、ゴミ削減と再利用の推進に取り組みます。
- 館内の冷暖房は、設定温度を夏は27度、冬は20度とすることをご利用者にもご理解いただける様、各部屋の温度調節コントローラー部分に目標温度を掲示します。また、夜間や日中の時間帯でも廊下も含め館内の電気をこまめに落とし、OA機器の省電力対応などの節電にも積極的に取り組みます。
- ご利用者宅への訪問等は、車両の使用は極力避け、公共交通機関や自転車などを使用して訪問活動を行います。
- 施設周辺には庭等はほとんどないため、施設と駅を連結する共通通路において花の植栽などを行い、緑化の推進にも取り組みます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

保健師(看護師)	1人
社会福祉士	2人
主任ケアマネジャー	1人
予防プランナー	2人

《目標》

- 介護予防プランの作成にあたっては、利用者ご本人やご家族のニーズを把握し、本人の意欲を引き出せるような、自立支援型のプランを目指します。
- 外部の居宅介護支援事業所へ委託したプランについても、ケアマネジャーと連携し、社会資源の情報提供や、自立支援型のプランができるような支援を行います。
- 自らも外部研修会などに参加し、より良いプラン作成に努めます。

《実費負担》

- ご利用者による実費負担はありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 自治会町内会や民生委員との綿密な連携により、インフォーマルサービスの情報を豊富に把握しており、地域の中で介護予防ができるようプラン作成に活かします。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
200	200	200	200	200	200
10月	11月	12月	1月	2月	3月
200	200	200	200	200	200

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者	1 人
ケアマネジャー	4 人

《目標》

- 特定事業所加算算定事業所として質の高いケアマネジメント実施と安定経営を目指して、定期的な会議の継続と計画に基づいた研修受講を進めていきます。
- 介護支援業務の効率化を上げる取り組みとして、介護保険の法令遵守に努めながら、書類整備を進め、事務の効率化を図っていきます。
- 病院からの入院・退院時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行うことで、入院時・退院時の加算等の算定ならびに医療と介護の連携の強化・推進を図っていきます。
- 医療ニーズ等を踏まえた適切なアセスメントの実施を行っていきます。
- 地域の支援が必要なケースを地域包括支援センターへつなぎ、地域課題の提案、解決に努めています。

《実費負担》

- ご利用者による実費負担はありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域の身近な福祉保健の拠点である地域ケアプラザの居宅介護支援事業所として、地域包括支援センター併設の利点を生かし、行政機関とも連携し、困難ケースへの対応等も行います。
- 磯子区からの委託により、要介護認定訪問調査の業務を受託し、年間最大で 60 件の訪問調査を行います。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
115	115	115	115	115	115
10月	11月	12月	1月	2月	3月
115	115	115	115	115	115

※地域包括支援センターからの予防プランの委託件数は除く

● 通所介護・認知症対応型通所介護

【7～8時間 デイサービス】

«提供するサービス内容»

- アセスメントの作成
- 生活相談
- 健康状態の確認
- 個別機能訓練
- 入浴
- レクリエーション
- 通所介護計画の作成
- 介護サービス
- 口腔機能向上
- 送迎
- 給食
- 個別機能訓練計画書作成

«実費負担»

● 1割負担分

(要介護1)	691円
(要介護2)	815円
(要介護3)	946円
(要介護4)	1,075円
(要介護5)	1,204円

● 食費負担

700円
※おやつ代 50円/日を含む

● 加算

(サービス提供体制強化加算Ⅱ)	7円/日
(個別機能訓練加算Ⅱ)	60円/日
(口腔機能向上加算)	161円/日 (月2回まで)
(入浴介助加算)	54円/日
(介護職員処遇改善加算Ⅱ)	算出方法 1月につき+所定単位×43/1000

«事業実施日数» 週6日(日・月・火・水・金・土)

«提供時間» 9:30～16:35

«職員体制» (介護予防通所介護事業・第1号通所事業と兼務) 平成30年3月末現在
管理者 1人

生活相談員 3人

看護職員 5人

機能訓練指導員 7人

介護職員 21人

送迎車ドライバー 7人

«目標»

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とそのご家族の負担軽減を目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- 通所介護のサービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように十分に配慮します。

- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

«その他（特徴的な取組、PR等）»

- ご利用者のニーズに応じた個別機能訓練を実施し住み慣れた地域でご利用者らしく、長く生活ができるようにお手伝いをいたします。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持・向上に努めています。

«利用者目標（延べ人数）»

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
588	610	565	588	588	565
10月	11月	12月	1月	2月	3月
610	565	542	542	542	565

【3～4時間 デイサービス】

«提供するサービス内容»

- | | |
|-------------|---------------|
| ● アセスメントの作成 | ● 通所介護計画の作成 |
| ● 生活相談 | ● 介護サービス |
| ● 健康状態の確認 | ● 送迎 |
| ● 個別機能訓練 | ● レクリエーション |
| ● レクリエーション | ● 個別機能訓練計画書作成 |

«実費負担»

● 1割負担分

(要介護1)	338 円/日
(要介護2)	444 円/日
(要介護3)	503 円/日
(要介護4)	559 円/日
(要介護5)	617 円/日

● 加算

(サービス提供体制強化加算Ⅱ) 7 円/日

(個別機能訓練加算Ⅱ) 60 円/日

(介護職員処遇改善加算Ⅱ) 算出方法 1月につき+所定単位×43/1000

«事業実施日数» 週 1 日(木曜日午前と午後)

«提供時間» 9:30 ~ 12:35

12:45 ~ 15:50

«職員体制» (介護予防通所介護事業・第1号通所事業と兼務) 平成30年3月末現在
管理者 1 人

生活相談員	3 人
看護職員	5 人
機能訓練指導員	7 人
介護職員	21 人
送迎車ドライバー	7 人

«目標»

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とそのご家族の負担軽減を目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- 通所介護のサービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分に配慮します。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

«その他（特徴的な取組、PR等）»

- ご利用者のニーズに応じた個別機能訓練を実施し住み慣れた地域でご利用者らしく、長く生活ができるようにお手伝いをいたします。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持・向上に努めています。

«その他（特徴的な取組、PR等）»

- 要介護状態の予防や軽減のために、個別機能訓練、運動器機能向上のプログラムとして、パワーリハビリテーションの専門機材を導入しています。28年度は、介護予防通所介護事業・第1号通所事業とあわせて月平均で約484人が利用されています。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持・向上に努めています。

«利用者目標（延べ人数）»

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
39	39	44	39	49	39
10月	11月	12月	1月	2月	3月
39	49	39	39	34	49

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

【7～8時間 デイサービス】

《提供するサービス内容》

- アセスメントの作成
- 生活相談
- 健康状態の確認
- 個別機能訓練
- 入浴
- レクリエーション
- 介護予防通所介護計画の作成
- 介護サービス
- 口腔機能向上
- 送迎
- 食事
- 運動器機能向上計画書作成

《実費負担》

● 1割負担分

(要支援1) 1,766 円/月
(要支援2) 3,621 円/月

● 食費負担

700 円/日

※おやつ代 50 円/日を含む

● 加算

(サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援1)	26 円/月
(サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援2)	52 円/月
(運動器機能向上加算)	242 円/月
(口腔機能向上加算)	161 円/月
(生活機能向上グループ加算)	108 円/回
(介護職員処遇改善加算Ⅱ)	算出方法 1月につき + 所定単位 × 43/1000

《事業実施日数》 週 6 日 (日・月・火・水・金・土)

《提供時間》 9:30 ~ 16:35

《職員体制》(通所介護事業と兼務) 平成30年3月末現在

管理者	1 人
生活相談員	3 人
看護職員	5 人
機能訓練指導員	7 人
介護職員	21 人
送迎車ドライバー	7 人

《提供するサービス内容》

《目標》

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とそのご家族の負担軽減を目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- 通所介護のサービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分に配慮します。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携

を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ご利用者のニーズに応じた個別機能訓練を実施し住み慣れた地域でご利用者らしく、長く生活ができるようにお手伝いをいたします。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持・向上に努めています。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
127	132	122	127	127	122
10月	11月	12月	1月	2月	3月
132	122	117	117	117	122

【3～4時間 デイサービス】

《提供するサービス内容》

- アセスメントの作成
- 生活相談
- 健康状態の確認
- 個別機能訓練
- レクリエーション
- 通所介護計画の作成
- 介護サービス
- 送迎
- レクリエーション
- 個別機能訓練計画書作成

《実費負担》

● 1割負担分

(要介護1)	408 円/日
(要介護2)	468 円/日
(要介護3)	529 円/日
(要介護4)	588 円/日
(要介護5)	649 円/日

● 加算

(サービス提供体制強化加算Ⅱ)	7 円/日
(個別機能訓練加算Ⅱ)	60 円/日
(介護職員処遇改善加算Ⅱ)	算出方法 1月につき+所定単位×43/1000

《事業実施日数》 週 1 日(木曜日午前と午後)

《提供時間》 9:30 ~ 12:35
12:45 ~ 15:50

《職員体制》(通所介護事業と兼務) 平成30年3月末現在

管理者	1 人
生活相談員	3 人
看護職員	5 人
機能訓練指導員	7 人
介護職員	21 人
送迎車ドライバー	7 人

《提供するサービス内容》

《目標》

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とそのご家族の負担軽減を目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- 通所介護のサービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分に配慮します。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ご利用者のニーズに応じた個別機能訓練を実施し住み慣れた地域でご利用者らしく、長く生活ができるようにお手伝いをいたします。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持・向上に努めています。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
105	105	118	105	131	105
10月	11月	12月	1月	2月	3月
105	131	105	105	92	131